

# 舞鶴市 暴力団排除条例の要点

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により本市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的として、舞鶴市暴力団排除条例を制定しました。

## 条例の主な内容

### ●公共工事からの暴力団排除（第12条）

- ・市は、暴力団員等と請負契約を締結しません。（第1項）
- ・暴力団員等は、市が発注する公共工事の下請業者・物品納入等の業者になれません。（第2・3・4項）
- ・公共工事に関わる契約（元請・下請・物品納入等）を締結する時には、相手方が暴力団員等でないことの誓約書を徴収し、5年間保管しなくてはなりません。（第5・6項）  
→公共工事からの暴力団排除及び誓約書を徴する契約の範囲は2ページを参照してください。

### 罰則（第21条）

- ・誓約書の虚偽記載は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・市が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は20万円以下の罰金
- ・誓約書を徴収しなかった又は保管しなかった場合は5万円以下の過料

### ●事業者の遵守事項（第16条）

- ・事業者は、暴力団の威力を利用してはいけません。（第1項）
- ・事業者は、暴力団に金品など利益を供与してはいけません。（第2項）
- ・事業を行うにあたっては、取引の相手方や、取引の関係者が暴力団員等で無いことを確認し、契約に次の項目を含めてください。（第3・4項）
  1. 自分は暴力団員等を契約の相手方としないこと。
  2. 契約の相手方が、暴力団員等と判明したときは、催告なく契約を解除できること。→モデル契約条項は4ページを参照してください。

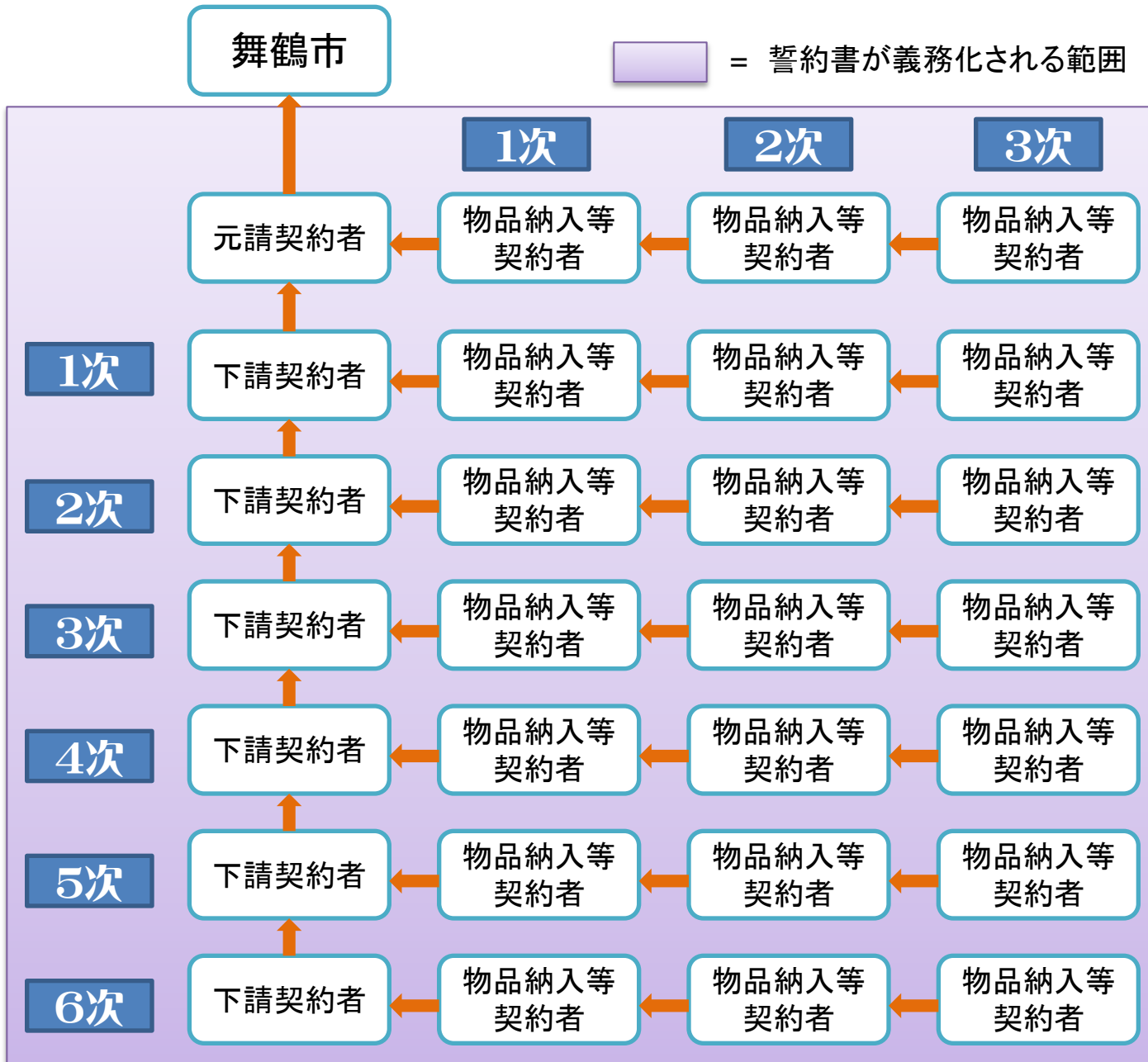
# 第12条

## ✓公共工事からの暴力団を排除する範囲 ✓誓約書を徴することが義務化される範囲

誓約書を徴しなければならない契約の要件(次のすべてを満たしている場合)

- ・市が発注する公共工事に関わる契約である
- ・契約金額が150万円以上である(複数契約の場合はその合計金額)
- ・下記の範囲における契約である

※誓約書を徴する時期は、契約を締結する時です。

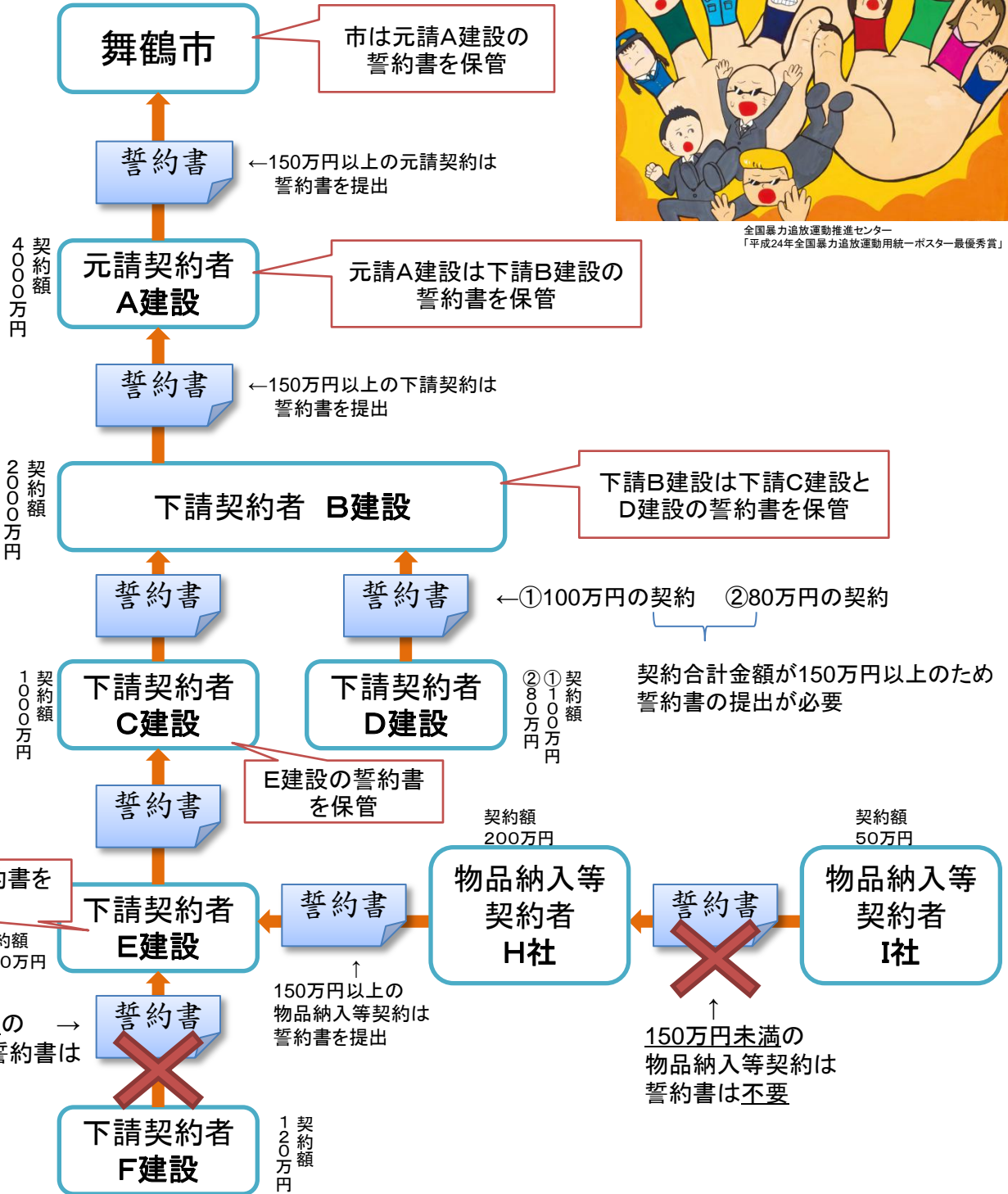


※市は、誓約書が適切に徴収・保管されているか報告又は提出を求めることができます。  
※この求めに応じない場合は、20万円以下の罰金が科されます。

# 市の公共工事に関する契約で、誓約書を徴する事例



全国暴力追放運動推進センター  
「平成24年全国暴力追放運動用統一ポスター最優秀賞」



次の場合は誓約書は不要です

- ・当該工事に係る基本契約時に誓約書を徴しているとき
- ・誓約書を徴した契約を変更するとき

## 誓約書様式(条例第12条)

年 月 日

(宛先)

住所  
(所在地)  
氏名  
法人名  
代表者名

印

### 誓 約 書

私及び舞鶴市暴力団排除条例第2条第3号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第2号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

## 事業者の暴力団排除モデル契約条項(条例第16条)

(反社会的勢力の排除)

第 条 発注者及び受注者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 発注者又は受注者の一方について、前項の確約に反した場合には、その相手方は、何らの催告をすることなく、この契約を解除することができる。

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。



舞鶴市



京都府警察

条例に関するお問い合わせ

舞鶴市市民環境部市民相談課

電話：0773-66-1006

FAX：0773-62-2050

契約に関するお問い合わせ

舞鶴市総務部管財契約課

電話：0773-66-1045

FAX：0773-62-9891

暴力団に関する相談窓口

京都府舞鶴警察署(刑事課)

電話：0773-75-0110

京都府警察本部

電話：075-451-6888

京都府暴力追放運動推進センター

電話：075-451-8930